京都府

豊かな緑を守る条例

～ 森林開発行為の協議制度 ～

1,000m²を超える森林の開発はあらかじめ京都府に協議が必要です!!

森林開発行為とは、森林において土石の採掘、土砂の搬入、開墾等の土地の形質を変更する行為をいいます。

協議の手続

開発計画の協議の手続きは次のとおりです。

協議の終了前に森林開発を行った場合は、行為の停止命令や罰金刑を受けることとなります。

1 開発計画書の提出

開発計画者は、森林開発行為の計画書（開発計画書）を作成して府に提出してください。

2 開発計画の検討

開発計画者は、府からの求めに応じて、開発計画が森林開発行為実施基準に適した適正なものとなるよう検討してください。

3 協議の終了

開発計画書が森林開発行為実施基準に適合したときは、協議を終了します。

協議対象外の行為

- 面積が1000m²以下の行為（土石の採掘と土砂の搬入を除いては3000m²以下の行為）
- 法令（採石法、砂利採取法など）の許認可の対象となる行為
- 森林の土地の保全に著しい影響を及ぼすおそれがない公益性の高い事業　等

停止命令 措置命令

必要に応じ、行為の停止命令や災害防止のための措置命令を行います。

- 停止命令は、開発計画の協議を終了していない行為者、災害の危険が生じる場合の行為者や施工者に行います。
- 措置命令は、行為者、工事施工者、行為に主体的に関与している森林所有者に行います。

※ 停止命令や措置命令に違反した者は、５０万円以下の罰金に処せられます。

お問い合わせ先

京都府中丹広域振興局　農林商工部　森づくり推進室　森林管理担当

Tel （0773）62－2586

※ 保安林内では森林開発行為はできません。保安林の確認もこちらでお願いします。

京都府